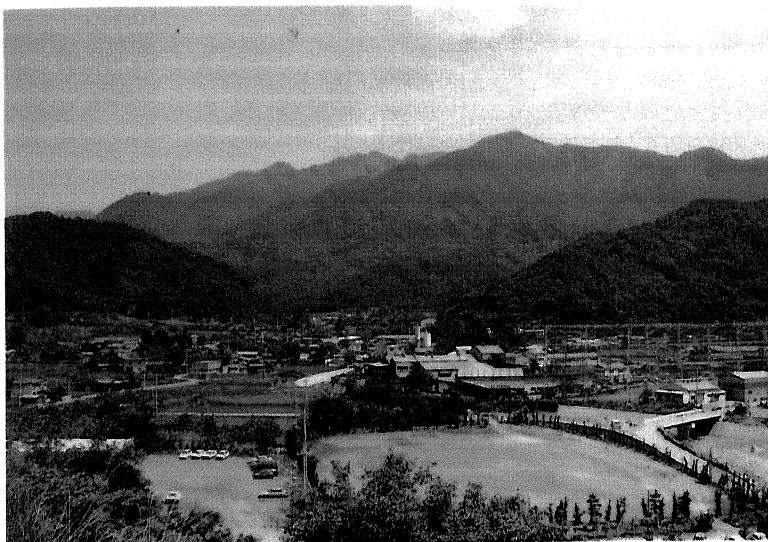


## 玉 川 村

〔都 留 市〕



左手に玉川の集落を望む

玉川村は、都留市の中心から東へ約二・三キロメートルの所にあって、戸沢川が菅野川（小野川）に合流する少し手前の右岸に位置する。集落は北西に流れる戸沢川に沿つて細長く集中している。そして、その戸沢川をはさんで反対側には法能村宮原の集落がある。周囲には六〇〇メートル級の山があるが、菅野川（小野川）と戸沢川の合流付近に平坦地があることから、以外に境界が開けた感をうける。このことは、村絵図上でも、小野川上流部に山を描いていないことからもうかがえよう。現在、玉川は都留市的一大字を形成し、昭和五十五年の国勢調査による世帯数・人口は、七二世帯・三〇七人（男一五〇・女一五七）を数える。

『甲斐国志』によると、玉川村は村高一〇一石三升八合、戸数四一戸、人口一七二人（男七六・女九六）、馬一五疋の村であった。村の四至について同書は、東北は「寺山・戸沢・松木沢・ソ根」を限つて井倉村と境、そして「向山」に至り姥沢と境うとある。南は「佐野山・法能村」と境、南東は「法能・戸沢ノ両村」と境うとあり、姥沢境まで二三町（二・五キロ）とある。そしてまた、「戸沢・玉川、古へハ皆朝日ト同村也、寛文検地ノ時、始メテ別村トナル」とあり、寛文検地以前は朝日村の内に含まれていた。

この村絵図の作成年代や作成目的はわからないが、村絵図に描かれている内容から、ある程度の作成目的を推測することは可能である。すなわち、この村絵図で彩色されているのは、薄縁の山と茶色の道、薄縁の川、黄色の山畠などである。そして、畠や田は彩色されていない。こうしたことから推測すると、この村絵図は山林の利用状況や山畠の位置をあらわしたものと考えられる。そうした目的で描かれた絵図であるが、その他、玉川村の色々の様子を知ることができる。すなわち、戸沢川から用水を引いている様子や、集落の位置、道の様子なども知れる。だがその道は、概略を描いただけとみえ、正確には描かれていない。実際の玉川村内の道はもっと複雑な様相をみせていた。そして集落の様子も、正確に描かれたものではないが、「金山宮」の付近と「林照院」の付近に集中していた様子がうかがわれる。現在の集落の景観は、戸数の増加によってこの絵図にみられる景観と異なるが、江戸時代の道や用水路がほとんど変っていないことから、

この村絵図や耕地図などを手掛りに、江戸時代の景観を複元することは可能である。

また、この村絵図には「柴山請」や「百姓持林」、「寺林」などの記載があり、山がどのように利用されていたかが知れる。「柴山請」とは、山を柴山として利用し、柴山年貢を納めていた山をいう。柴山とは、絵図にもみられるように樹木が植えられた山ではなく、田の肥料（綠肥）にする刈敷を採取する山であった。「百姓持林」とは、個人請した山で、百姓個人の所持山であった。そうした「百姓持林」や「寺林」には樹木が植えられている様子が描かれている。したがって、そこには、くぬぎや松・杉などの木が植えられ、「柴山」と違った利用がされていた。だが、そうした「百姓持林」は三か所しかなく、面積もそれほど広くはなかつたと思われる。この百姓持林については、「村明細帳」にはなんの記載もみられない。

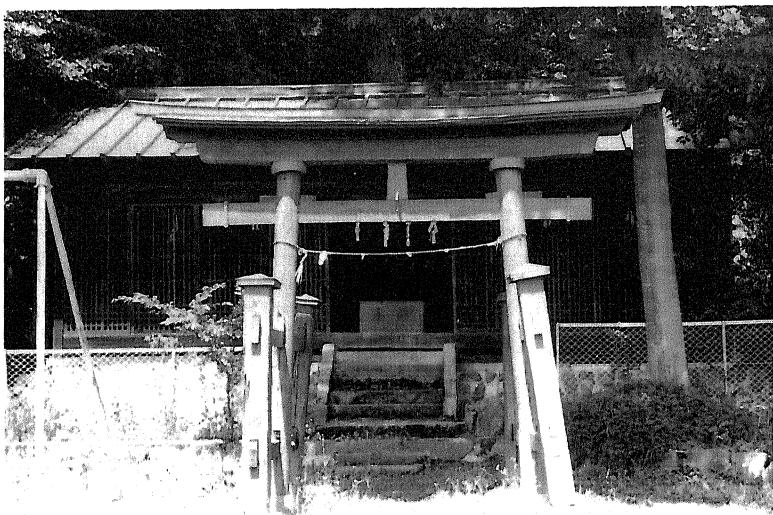
なお村絵図には、明治の地租改正以降の字名と違った、多くの字名が記されており、そうした地名がどこに所在していたかが明らかとなる。すなはち絵図には、東南部から「から沢・上原・もよそね・さくと・神出・ミね・横落・中田保・大田・金山・笠久保・下原・松木沢・穴口・下川原」などの字名が記されている。だが、そこには記されていない字名もあり、玉川村の全部の字名を記したものではないようである。そして村絵図には、「林照院」や「金山宮」、「明王」（不動明王、現阿夫利神社）、「天神」などの寺社が記されているが、それらの寺社は現在もあり、林照院は下谷村の曹洞宗円通院の末寺で、円通院二世「祖月吟教」の開山と伝えるが、現在は無住となっている。

ところで玉川村は、享保八年（一七二三）の「村明細帳」によると、家数は百姓二八軒・大工一軒・寺一軒であつたが、大工の外に天秤棒をかついで商売をする棒手振り商売人一人がおり、馬一疋・牛七疋を数えた村であつた。そして、田が三町九反二畝三歩、畑が八町二反九畝二二歩で、田畠比率は田が三三・八・一セント、畑が六八・八・一セントとなり、田の比率は低いが、山村という自然条件のなかでは以外に田が多かつた村といえる。その田へ水を引く用水堰が二か所あつたが、その堰の普請は公儀の「御普請」（領主が費用を出す普請）で修復された。その堰の一つは戸沢川に設けられたもので、村絵図上にも「せき」と記されており、確認することができるが、もう一つの堰は菅野川（小野川）に設けられたもので、それは村絵図からは知ることができない。そうして用水を引いた田へは、「柴・かり敷」を肥料として「永らく・いせわせ」などの稻を作り、畑へは「馬屋肥」を入れて粟・稗・大豆・野菜などを作っていた。そして、こうした本畠の外に山畠・見取畠（地味の悪い畠、およその見当で年貢を課した土地）などがあつたが、それらは、山畠が五町三反七畝歩と以外に広くあり、そしてまた、見取畠が四反二六歩あつた。山畠には大きな縄延があつたことが予想される。こうしたことを考えると、山畠は本畠に匹敵する面積、あるいはそれ以上の面積であったかも知れない。

したがつて、本田畠の少ない山村にあつては、山畠が果した役割は大きかつたといえよう。こうした山畠は、「上の山」などの日当りのよい西側斜面にあつたことが村絵図から知れる。また、肥料の供給源である柴山は、四町七反八畝二〇歩と肥沃されていたが、柴山の実質面積はもっと広かつたと推測される。こうした柴山の位置は村絵図から確認できるが、それによると村域のほとんどの山が柴山に当てられていたことがわかる。この地域の江戸時代における水田稻作農業は、反当り二十数駄から四十駄もの刈敷をすき込んでいた。

そのため、刈敷を刈る柴山は田地から近いことが必要条件であった。こうしたことから、付近のほとんどの山々が柴山として利用されていた。そして、薪・萱・松・萩・秣などを採取する山は、少し離れた入会山の戸沢山を利用していた。

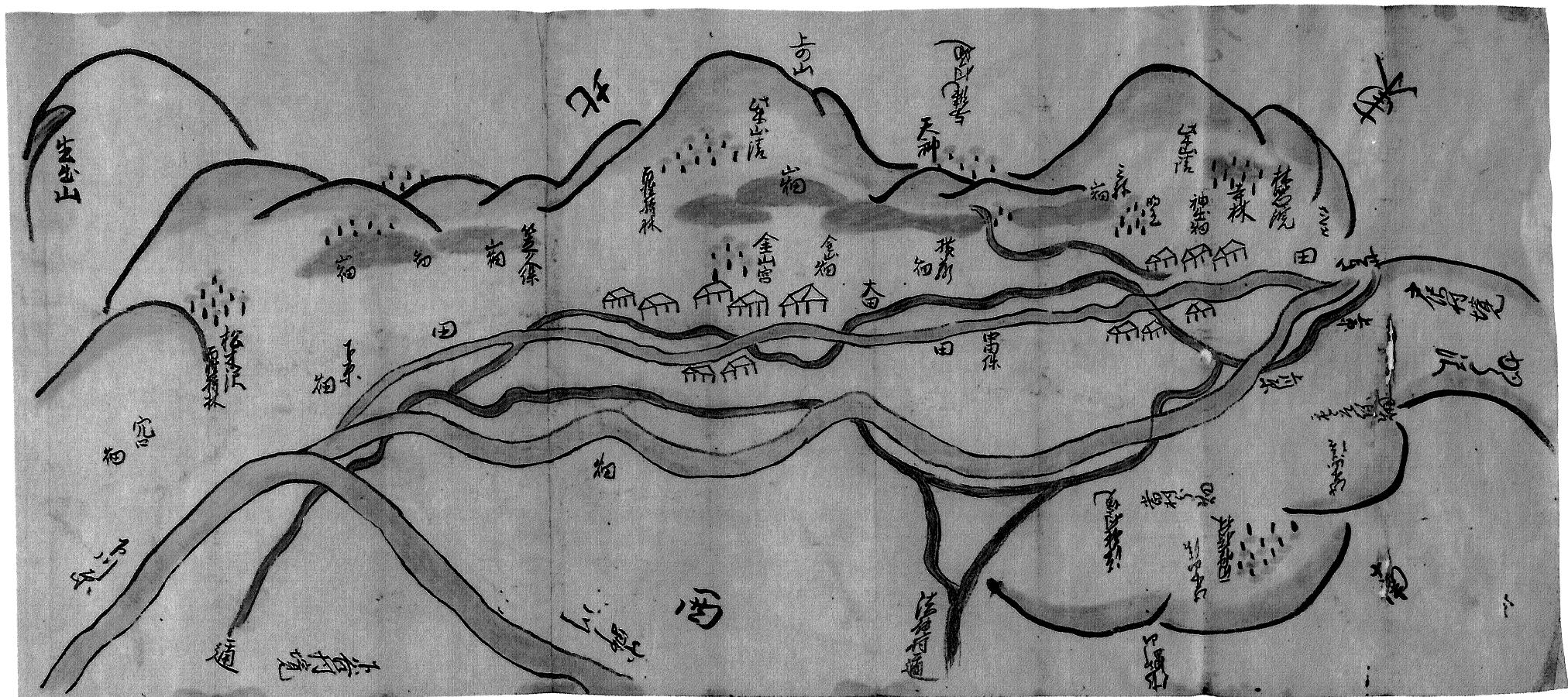
以上のような自然条件のもとでの玉川村では、本畠や山畠の耕作を中心とした農業ばかりでなく、養蚕・絹織物業も行われていた。先の「村明細帳」によると、その収入が凡そ五〇両程であったという。この金額を当時の戸数で割ると、一戸当たり一両二分二朱となる。またそれは、享保十五年（一七三〇）の年貢高三八両よりも多く、養蚕・絹織物に依存する経済がすでに江戸中期には成立していたことがうかがわれる。



金山神社

村 絵 図





5 年不詳 玉川村絵図 牛田輝秋家蔵 330×940

# 都留市史

資料編 都留郡 村  
村明細帳集 絵図

四 享保八年(一七二三)十一月 玉川村差出帳	下々田七反三畝八歩	盛九斗五升
一(表紙) 享保八年	内七畝拾武歩	前々永引
甲斐国都留郡玉川村差出	残六反五畝廿六歩	
卯霜月 河原清兵衛様御役所へ上ル	分米壱石四斗五升壹合	
一高百石九斗貳升四合	見付田壱反八畝四歩	
此反別拾貳町貳反壹畝廿五歩	内六畝拾三歩	
内	残壱反壹畝廿壹歩	前々永引
高四拾六石五斗壱升八合	分米五石四斗五升六合	有反
田方三町九反貳畝三歩	上烟四反九畝拾八歩	
高五拾四石四斗六合	分米五石六斗八升四合	
烟方八町貳反九畝廿貳歩	中烟五反九畝廿五歩	盛九斗五升
右田烟之訣	内六畝三歩	前々永引
分米九石七斗壱升五合	分米拾貳石七斗七升七合	
上田六反七畝歩	下烟壱町七反拾壱歩	
分米拾三石三斗三升九合	内九畝九歩	前々永引
中田壱町壱畝貳歩	盛壱石四斗五升	
内貳畝廿六歩	内九畝九歩	前々永引
残九反八畝六歩	分米拾七石八升七合	
分米拾五石貳斗五升三合	残壱町六反壹畝貳歩	
下田壱町三反貳畝拾九歩	下々烟三町壱反廿歩	盛五斗五升
分米六石九斗六升	内七畝六歩	前々永引
盛壱石一斗五升	残三町三畝拾四歩	
盛壱石一斗五升	盛壱石一斗五升	
盛壱石一斗五升	分米六石四斗六升九合	



是ハ前々より御公儀様より普請被遊被下候

一 川除場　　川長千八間之内　十ヶ所

是ハ戸沢川・菅野川、当村分之内本田附を通り候ニ  
より、御先代秋元但馬守様御領分之節より御入用に  
て川除堰被仰付候、其後御料所ニ罷成、平岡彦兵衛  
様御支配より当支配川原清兵衛様迄前々之通り被仰

付候

一 当村之内小橋

六ヶ所

是ハ当村人足ニテ掛ケ申、橋木之義ハ、戸沢山ニテ

前々より被下候

一 薪・糞・惣て山入用品々、戸沢山烟切替之場所ニテ、山

内山外共ニ取來り申候

〔付箋の位置〕  
一 秋・柴・かり敷共ニ、戸沢山烟切替之場所ニテ、山

手大豆式俵出し取來り申候、其外境より奥ニテ取申

候分ハ山手無御座候

〔付箋〕  
当村より戸沢山へ入会ニ付、山手大豆式俵宛古来より

差出、万事無差支入会來り候処、文化元子春俄ニ差障

り候ニ付出入ニ相成、谷村御役所より石和御役所へ御

差出ニ相成、御吟味中内済仕候ニ付、村差出明細帳子

細ニ認メ直シ可差出旨被仰渡候ニ付、認メ直シ奉差上

候、当村より戸沢山へ入会之儀ハ、先前之通山手大豆

式俵ツ、差出、外奥野山・内山大豆場共、一統入会、

薪・萱・薪松・萩・なら・垂木・間木・杭材木・藤・

くすぞ・篠竹・染草・柴・秣・木之実類・門松、其外

山入用之物、右一式取來り申候、尤萱刈之義ハ申合ニ

て一同刈來り申候、右入会之儀も、末々宜敷様御勘弁

ニテ御直々御調可被下候

〔道中〕  
一 当村御伝馬宿へ人馬罷出候義ハ、松平甲斐守様・諏訪安芸守様御通り之節計人馬罷出、さる橋へ相勤申候、其外罷出

候義無御座候

一 当村名主給米五斗八升

是ハ秋元但馬守様御領分之節ハ御地頭より取米之内ニ

て被下候、御料所ニ成、村中相談ニテ右之給米烟方御

石代ニテ金子ニ積り、惣百姓前より出し申候

一 荘・大豆・麦・綿・紬・麻苧年々ニ御ね段被仰付、金

納ニ仕來り申候

一 御拵借鉄炮式挺

内 壱挺 玉目三尺八寸

内 壱挺 玉目三尺八寸

預り主

六郎左衛門

御役所様

(東京都多摩市　牛田輝秋家文書)

威鉄炮前々より御拵借仕候

一 当村ニテ少々買物等ハ、谷村へ道法三拾丁余出調申候

一 当村より江戸方角東ニ当り、道法廿五里、道筋ハ駒木  
へ小田原〔規津久井湖湖底〕ヘ拾八り、八王寺へ拾五り、津久井荒川へ拾

野通りより江戸ハ四ツ谷へ出申候

三リ御座候

一 谷村中女稼ニ仕候、かい子之義ハあたり違年々御座候

て、各別之過不足御座候

一 常々女之かせきニ絹・紬織、商売ニ仕、御年貢御納所  
仕候、金高ハ大積りニテ五拾両程出可申候、然共かい

子当違ニテ織絹過不足御座候

一 当村より名主御用ニテ江戸へ參候義、駄賃・雜用金式  
両程もかゝり可申候、年寄・百姓江戸へ參候義無御座

候

一 田畠肥シ、田作へ柴かり敷入申候、畑方へハ馬屋肥か  
け作仕付申候

一 当村百姓耕作之間、絹取、薪・馬草等取申候

一 当村江戸納廻米無御座候

一 当村御伝馬宿入用共寅ノ年御赦免

一 当村ニ松・雜木・御林無御座候

一 当村ニ鍛冶・紺屋・山伏・牢人無御座候

一 当村ニ堀櫛無御座候

一 当村ニ造酒屋無御座候

一 当村ニ切支丹類族無御座候

一 当村ニ御追放者并御預ケ者無御座候

一 当村ニ御直々御調可被下候

一 御六尺給・御餅米上納無御座候

右之通り当村ニ有來候義御尋ニ付、委細書付差上ケ申  
候、少も相違無御座候、自然相違之儀御座候におひて  
は、其品ニより曲事ニも可被仰付候、以上

甲斐国都留郡玉川村

名主

伝 兵 衛

組頭

六郎左衛門

同

七 兵 衛

享保八年卯霜月

六郎左衛門

同

七 兵 衛

文化三年(一六〇六)八月

玉川村明細帳

寛文九酉年秋元但馬守様御水帳式冊

村高百石三升八合

甲州都留郡  
玉川村

此反別拾貳町貳反壹畝廿五步

甲州道中大月宿へ助郷

惣家数四拾壹軒

寺壹ヶ寺

人數百七拾貳人

内男七拾五人  
女九拾六人

馬 拾五疋

僧壹人

当郡下谷圓通院末  
曹洞宗 林照院

一寺壹ヶ寺

御除地八畝步

此高八斗

是ハ右寺より明細之儀は書上申候

社内見捨地 一氏神金山大權現 宮明き三尺五寸

右同断 一右同断 不動明王 宮明き三尺五寸

一天神 小宮二社

口口蚕稼仕、絹紬織出申候

一当村より甲府へ拾貳里半

一江戸へ貳拾五里半

一菅野川通用一戸沢川通用水堰川除御普請所有之

右之外、当村には古書物類・名所・旧跡・咄シ伝等一切

無御座候、右申上候通相違無御座候、以上

玉川村

百姓代 弥兵衛  
組頭 基右衛門  
名主 八郎右衛門

甲府

御役所

○「甲斐国志編纂資料

明細書上書類 村里之部 玄」より。

(富士吉田市 加々美四郎家文書)